

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

守らないと大変危険。自転車のルール。

※ 車道通行の原則

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行するのが原則です。また、車道では左側端を通行しなければいけません。

▶ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

※ 歩道を通行する場合

歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げることになる時は一時停止しなければいけません。

▶ 2万円以下の罰金又は料

※ 交通事故の場合の措置

交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護し、道路の危険を防止する等、必要な措置を講じ、警察に連絡しなければいけません。

▶ 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金等(負傷者の救護、道路の危険防止等の措置を講じなかった場合)

※ 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯してください。また、尾灯(反射器材)を備えていない自転車を夜間に運転してはいけません。

▶ 5万円以下の罰金

※ 信号を守る

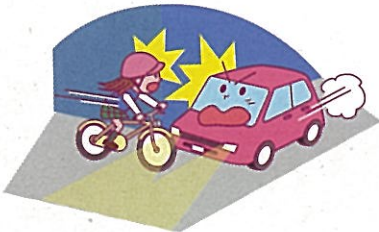
横断歩道を進行する場合や、「歩行者・自転車専用」と標示されている歩行者用信号機がある場合は、その信号機に従わなければいけません。

▶ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

※ 交差点での一時停止

一時停止の標識のあるところでは、必ず一時停止をして、左右の安全を確認しましょう。

▶ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



※ 飲酒運転の禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

▶ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒に酔った状態で運転した場合)

※ 二人乗りの禁止

二人乗りは、バランスを失う等、交通事故の原因になります。

▶ 5万円以下の罰金等

※ 並進の禁止

2台以上並んで走ってはいけません。

▶ 2万円以下の罰金又は料

※ ブレーキの備付け

前輪及び後輪にブレーキがない自転車を運転してはいけません。

▶ 5万円以下の罰金

知っていますか? 自転車に関する標識・標示



自転車一方通行

自転車は矢印の方向にしか通行できません。



普通自転車歩道通行可

(歩行者及び自転車専用)
普通自転車も通行できますが、歩行者が優先です。



普通自転車専用通行帯

普通自転車は、この標識で示された専用通行帯を通行しなければいけません。



信号機の標示

「歩行者・自転車専用」の標示が付いている場合には、自転車もこの信号に従います。